

大垣市子育て支援条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 子どもの育成と子育て支援に関する役割（第3条 第8条）

第3章 推進体制等（第9条 第12条）

第4章 雑則（第13条）

附則

すべての子どもは、その一人ひとりが社会の宝、未来への希望であり、次代の大垣を担うかけがえのない大切な存在です。

豊かな自然や、文教のまちとしての教育風土のもとで、子ども一人ひとりが健やかに育つことは、市民の願いです。

その願いを実現するためには、市民、家庭、地域、幼保園・保育園・幼稚園・学校、事業者及び市が、それぞれの果たすべき役割を認識し、ともに手を取り合い、具体的に行動することが大切です。

ここに私たちは、子どもが健やかに育ち、安心して子育てができる「子育て日本一のまち」を目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子ども（満18歳未満の者をいいます。以下同じ。）が健やかに育ち、安心して子育てができるまちを、市民、家庭、地域、幼保園・保育園・幼稚園・学校、事業者及び市が連携・協働してつくりあげることが目的とします。

（基本理念）

第2条 前条の目的を実現するため、次のことを大切にします。

子どもの幸せを第一に考え行動します。

子どもの育成や子育て支援のため協働します。

第2章 子どもの育成と子育て支援に関する役割

（市民の役割）

第3条 市民は、互いに連携・協働し、次のとおり取り組みます。

心豊かで、笑顔があふれる子どもを育てます。

安心して子育てができ、子育ての喜びが実感できる環境づくりを行います。

(家庭の役割)

第4条 家庭は、子育てにおける大切な役割と責任があることを認識し、次のとおり取り組みます。

子どもの個性や子どもと過ごす時間を大切にし、愛情を持って子どもを育てます。

子どもが基本的な生活習慣や社会の決まり等を身につけることができるよう、自立した子どもを育てます。

(地域の役割)

第5条 地域は、子どもの社会性や豊かな人間性を育てる役割があることを認識し、次のとおり取り組みます。

家族で参加できる活動の場を提供する等、子どもや子育てに積極的にかかわりを持ちます。

みまもりや声かけ等を通じ、子どもが安全で安心して生活できる環境づくりを行います。

(幼保園・保育園・幼稚園・学校の役割)

第6条 幼保園・保育園・幼稚園・学校(以下「学校等」といいます。)は、次代を担う子どもを指導・支援することに加え、地域の交流拠点という重要な役割があることを認識し、次のとおり取り組みます。

保育者・教育者は、専門性を高めるとともに、学校等が連携し子どもを育てます。

地域に開かれ、根ざした魅力ある園・学校づくりを進め、地域ぐるみで子どもを育てます。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、事業活動を通じ、子どもの育成や子育て支援に貢献する社会的使命があることを認識し、次のとおり取り組みます。

事業所で働く保護者が、子どもとのかかわりを深めることができるよう努めます。

子どもの育成や子育て支援に関する活動に協力します。

(市の役割)

第8条 市は、子どもの育成や子育て支援のための施策を、総合的かつ計画的に推進する役割があることを認識し、次のとおり取り組みます。

子どもの育成や子育て支援に関する体制を充実します。

市民、家庭、地域、学校等及び事業者が相互に連携・協働できるよう調

整を行います。

第3章 推進体制等

(子育て支援計画)

第9条 市は、前条の役割を果たすため、子育て支援計画(以下「計画」といいます。)を策定するとともに、実施した施策の評価を行います。

2 市は、計画を定めるときや変更するときは、市民の意見を聴くとともに、その反映に努めます。

(子育て支援会議)

第10条 市が実施する子育て支援施策を推進するため、子育て支援会議(以下「支援会議」といいます。)を設置します。

(組織及び任期)

第11条 支援会議は、委員15人以内で組織します。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱します。

学識経験者

子育てに関し優れた識見を有する者

その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

4 委員は、再任することができます。

5 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定めます。

(水都っ子ウィーク)

第12条 それぞれの役割・協働などに関し認識を深め、子どもが健やかに育ち、安心して子育てができるまちをつくりあげるために、水都っ子ウィークを設けます。

2 水都っ子ウィークは、8月2日から8月8日までの7日間とします。

第4章 雑則

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項については、市長が定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行します。

(大垣市各種委員等報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

2 大垣市各種委員等報酬及び費用弁償支給条例(昭和31年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中第60号を第61号とし、第48号から第59号までを1号ずつ繰り下げ、第47号の次に次の1号を加える。

(48) 子育て支援会議委員

第5条第1項中「第59号」を「第60号」に改め、同条第2項中「第1条第60号」を「第1条第61号」に改める。

別表中「国民健康保険運営協議会委員」を

「子育て支援会議委員
国民健康保険運営協議会委員」に改める。